



国花国鳥 (宮田弘崇さん 作)



花神 (宮田慎吾さん 作)

会員アート作品

『工芸菓子』をご存知ですか？
全てお菓子上で創った芸術品です



鷺汀 (宮田弘崇さん 作)



厳冬 (宮田慎吾さん 作)



宮田慎吾さん (八千代ブロック)

会員の 作品紹介 シリーズ PARTII

秋号は菓子処「香梅」の宮田慎吾さんの『工芸菓子』です。
群馬県ご出身の宮田さんはお若い時から和菓子造りの修業を積み、
長年に亘り、千葉県菓子共同高等職業訓練校の校長も務められました。
『工芸菓子』は元禄時代、大奥への献上品に由来する伝統芸術です。
五感の芸術と言われる和菓子の神髄、60年余に及ぶ、たゆまぬ自己研
鑽の賜物をご堪能ください。原材料は粉糖(パウダーシュガー)、餡、
餅の加工粉等だそうです。最近、ご長男弘崇(ひろたか)社長も全国
大会に『工芸菓子』を出品されています。
勝田台店：八千代市勝田台 1-27-29 八千代台店：八千代台北 6-1-10

— “情報”をお寄せ下さい —
会員様の中から、素晴らしいアート作品の御紹介を予定
しています。自己推薦、他者推薦問わずお待ちしております。

厚生委員会主催 大福引大会のお知らせ **新企画**

研修委員会主催 リアルオンデマンドセミナー **新企画**

令和2年度 役員大会

令和3年度 税制改正提言

税務署だより

会員投稿頁『歯の健康シリーズ』(Ⅲ) 上野歯科医院 上野正志 院長

こんにちはトップに直撃! **第18弾** パール楽器製造株式会社

地域の仲間たち ALSOK 千葉(株)ジビエ工房茂原/京葉リース(株)
(有)住宅問題/有)小林モーター商会

P.1

P.2

P.3 ~

P.6 ~

P.9 ~

P.16

P.17 ~ 18

裏表紙

会員様へのコロナ禍の
特別イベント

大福引大会のお知らせ
詳しくは P.1 に!!

スマホ・タブレットの方は
こちらから

※千葉西法人会の事業予定はホームページをご参照ください。



公益社団法人 千葉西法人会

<https://www.chibanishi.or.jp>



会員様限定

～厚生委員会主催～

今年度だけの特別イベント

大福引大会のお知らせ

今年、厚生委員会が所管する恒例の各事業は、感染症拡大防止の観点より、全て中止せざるを得ません。

そこで、会員の皆様に、“三密”を完全に避けた上での、会員交流事業を何か実施したいと皆で協議して、企画したものです。ナイター応援や管外研修会で予定していた予算を使って、準備しています。どうぞ、ご期待下さい！

特 賞：10万円相当【1本】

幕張地区

1 等 賞：ホテル ディナー付き宿泊券【5本】

法人会賞：グルメ物産品【100本！！】

お申し込みは、 次号新年号にて！！

※千葉西法人会からお送りする年賀状にてもご案内します。

奮ってのご応募、お待ちしております！

1 会員 / 1 申込み（準会員、賛助会員も参加頂けます）

目次

大福引大会のお知らせ	①
リアルオンデマンドセミナー	②
令和2年度 役員大会開催	③
令和3年度 税制改正提言	⑥
税務署だより	⑨
本部・委員会だより	⑫

部会だより	⑭
新会員紹介／優申会だより	⑮
会員投稿頁「歯の健康シリーズ」	⑯
こんにちはトップに直撃！会員企業訪問シリーズNo.18	⑰
地域の仲間たち	裏表紙

2020 秋号
vol.161

広報

ほうじん千葉西

～研修委員会主催～

新企画

各、先着50名

無料

ライブ配信による リアル・オンデマンドセミナー

リアル・オンデマンドセミナーのご案内

「リアル・オンデマンドセミナー」とは、Zoom アプリを使ったライブ配信による高品質のオンラインセミナーです。

普段セミナー聴講がなかなかできない人気講師が実施するセミナーをライブ撮影し、配信することで、受講者の皆様は会社や自宅でインターネットからセミナーを受講することができます。（パソコンでもスマホ、タブレットでも参加できます）

旬な情報をいち早く提供でき、又、質問機能などによる双方向のコミュニケーションも可能です。（カメラ・マイク機能がないパソコンでも受講できますが、一方向のものになります）

わざわざ研修会会場に足を運ぶ必要がありません。感染症拡大防止策の1つとしてだけではなく時間もコストも節約できます！ それぞれ案内サイトからネットでお申込みください。

第1回

with コロナ after コロナに向き合う

「銀座のママに学ぶ

接遇・おもてなし講座」

2020年12月9日(水) 14:00～15:30

銀座「クラブ稲葉」ママ
株式会社白坂企画代表 白坂 亜紀 氏

申込みサイト <https://rod-m.com/1209/1424.html>

with コロナで
注目!

第2回

渋沢栄一に学ぶ

「論語と算盤」

2021年2月3日(水) 14:00～15:30

戦国マーケティング株式会社 代表取締役
コンサルタント
NPO ランチェスター協会
常務理事・研修部長

福永 雅文 氏

申込みサイト <https://rod-m.com/210203/1424.html>

大人気!

詳細は同封のチラシをご参照下さい

※メールアドレスが別ならば1社3名迄参加できます。

法人会で、税の知識とネットワークを

令和2年度の役員大会は9月4日(金)ホテルニューオータニ幕張・2階 舞の間において開催しました。本年度は、感染症予防の観点より、全役員ではなく役員代表(33名)と千葉西税務署からの御来賓(4名)のみでの大会となりました。

第一部 会長挨拶、来賓ご挨拶、委員会・部会報告、第二部 千葉西税務署長講話の構成で、恒例の第三部 役員交流会は中止しました。

第一部 会長挨拶、来賓ご挨拶、各委員会・部会報告



第二部 税務署長講話

7月に赴任されたばかりの千葉西税務署、菅田進署長に「国税組織における非行の未然防止への取組み」と題して、講話をお願いしました。

菅田署長のお話は、具体的で、一般企業に於いても、役職員の管理面で大変、参考になるものでした。テーマに合わせ、又様々なご経験から準備頂いたお話の様子からは、菅田署長のイメージが湧き出てきて、温かな口調に引き込まれ、お人柄を感じることができた第二部の45分でした。



委員長・部会長からの報告

総務委員会(市原委員長) 報告

最初は、感染症拡大防止徹底のお願いです。法人会の事業開催時には感染症防止策を十二分に取り、併せて参加各位には体調管理、マスク着用等ご協力願います。本会事業での「発症」は避けなければなりません。

総務委員会の下に「法人会会館修繕費」についての『小委員会』を設置し、専門家の意見を基にルール化を図ります。本会が7月に受けた監督官庁、千葉県からの検査でも諸規定整備についての指摘があり、本委員会でもより公平感ある組織作りに向けて努めて参ります。

最後に、役員選任についてです。再来年に延期された本県での法人会全国大会会場は幕張メッセです。地元中

の地元となる本会は、しっかり体制を作りその準備に当たらなければなりません。次年度役員を選任する来年6月の総会に向け、早めの準備、検討をお願いします。

税のオピニオンリーダーたる法人会員として、「税務当局との緊密な連携」「会員同士の交流拡大」が、広く社会の発展に寄与するという高い理念を忘れず、皆様には今後も法人会活動をリード願えればと思います。

税制委員会(武居委員長) 報告

今年度も「税制改正に関するアンケート」を4月に実施し、それを基にした「令和3年度税制改正提言」が広報誌秋号に掲載されます。

本会でも、地元選出国會議員や



さまざまな活動で会員企業を応援します

各市長へこれを届け、我々地域企業にとって、より相応しい税制を提言して参ります。皆様方には、春のアンケートに際し、その回答だけでなく、是非個別意見も積極的にお寄せ下さい。その声が税制改正の力になります。

兼務する税法研究部会からご案内です。税研部会では8月から研修事業を再開していますが、感染症拡大防止観点より当面、定員制となっていますので、ご協力お願いします。



広報委員会（高橋委員長）

報告

「広報誌」は、法人会事業開催が厳しい中、逆に皆様に大切な情報をお届けする使命と捉え、夏号では報告記事の頁を減らし、その予算で感染症対策マニュアル『新型コロナウイルス感染症「企業の取れる対策は」』を別冊でお届けしました。また、感染症を巡る刻一刻変化する情報に対し、日々の更新可能な「ホームページ」も有効活用しています。偶々、数年来準備していた本会ホームページを8月に更新し、セキュリティ対策、スマホ対応だけではなく、将来的な会員検索システム構築に向けた第1歩を踏み出しました。法人会事業スケジュールは「Googleカレンダー」になってますので、このままお手元のスマホ、パソコンに取り込み、ご自身のスケジュールと一緒に管理可能です。

広報誌の“表紙”は毎回テーマを掲げ、会員各位に興味を持って頂ける題材を手作りしています。これ迄、地区内の季節の風景を紹介したり、最近では委員会・部会活動を知って頂くコンセプトで、2年程掛け、各事業の様子をお知らせして参りました。そして前回夏号から、会員様の作品を紹介する新企画を開始しました。皆様にお披露目頂ける作品をお持ちの会員様を是非ご紹介下さい。併せて、同じくカラーで特集中の「会員投稿頁」（現在は真砂磯部支部、上野歯科医院院長先生に4回シリーズでご投稿願っています。）にもどうぞ、奮って自己・他者推薦をお願いします。

今後も、広報に関するご要望、アイデアをどしどしお寄せ下さい。



研修委員会（時田副委員長）

報告

本日、黒子委員長が県連会議出席の為、時田からお話します。

「研修委員会」では、この難しい状況の中で、今年度の“研修事業”をどうすべきか、様々な意見を出

し合い協議しました。

まず、本部主催の研修事業、事務局研修室でのパソコンや簿記研修は小規模であり、定員制にて、換気対策等十分取りながら実施可能と判断しています。

一方、毎年2月、100名単位の参加を得て開催している大規模な講演会「法人会フォーラム」は今回は敢えて開催しないこととしました。寒い2月でもあり、できれ

ば来年度6月の総会等にドッキングさせ、今年度中止分の予算も拡大し、高知名度の講師を探す方針です。

また、インターネットを使う『リアル・オンデマンド研修会』（P2にご紹介）を実施します。会員の皆様が、会場に集まらなくても、自宅や会社で画面を見て参加できる方式のものです。是非、ご利用下さい。

各ブロック研修委員会が毎年独自企画の研修を実施していますが、5～6月末開催の税制改正研修会含め、本部研修と同様、十分な感染症対策を取る中、実施予定ですので、ご案内を注視願います。

千葉西法人会公益事業の柱である、研修事業に引き続きご協力下さいます様、お願い申し上げます。



厚生委員会（安宅委員長）

報告

日頃より、保険事業の推進や例年の交流事業に対し多くのご参加を賜り、ありがとうございます。厚生委員会では、この環境下、「法人会」という名前を前面に出すいつもの形の会員交流事業は、今年度は難しいとの結論になりました。楽しみにされている方も多いことと思いますし、こうした時期だからこそ、交流事業が大切であるとの意見もあり、悩んだところです。

保険制度の推進は引き続き、大同生命さん、AIG損保さん、アフラック生命さんの利用拡大、新規企業ご紹介をお願いします。

では、折角、会費を納め、今年は、何もしてくれないのか？とのご指摘も出るかと思います。そこで、大変、難しいテーマなのですが、「集まらないで出来る会員交流事業」を皆で検討し、全会員の皆様を対象とした『大福引抽選大会』（P1にご紹介）を企画しました。会員の皆様に楽しんで頂ける一つの事業になるかなと考えています。現在、詳細を検討中で、年賀状と広報誌の新年号にて、ご案内申し上げる予定ですので、豪華賞品を狙って、是非ご参加下さい。お待ちしております。



組織委員会（飯田委員長）

報告

昨年度は、年間77社を入会勧奨頂きました。一方で残念ながら113社の退会があり、都合会員数は年間で36社減少となりました。3年連続の減少です。ブロック別ではトップだった八千代ブロックの手法について、ご紹介します。正副ブロック長と正副組織委員長とで「未加入法人先リスト」をなめるように1社宛、3時間程掛けて、チェックする作業を行いました。知っている会社が見つかる、一番親しい人が担当になって勧奨に当たることにしました。この時の感想は、意外な先が非会員だったということです。「えっ、この人が入っていない！」という会社が結構ありました。

ブロックによって地域性がありますので、どこでもこうした方法が有効なのかはわかりません。支部単位等それぞれ地域特性に応じて、お一人ではなく、その地区の

企業を知り尽くしている皆さんにお集まり願ひ、是非一度、「未加入法人リスト」を1社宛見直す作業をお願いします。作成したターゲット先のリストを潰していけば、例年、年間目標数を千葉西法人会全体で100社、ブロック25社、支部単位では3社程度設定させて頂いていますが、この水準の入会は当面、大丈夫だと考えています。各ブロックで、それぞれこの水準の入会勧奨を頂ければ、年間止む無く発生する、退会会社数を少し上回る新規入会が実現し、千葉西法人会の大きなテーマであります会員数の維持、減少ストップに直結できます。

そこで、今年度の活動ですが、今年は厳しい環境での積極的な訪問活動が難しい為、県連の「会員増強運動」は中止されました。本会でも今年度は目標数の設定は取り止めます。先程申し上げたことを念頭に活動願ひたいのですが、自然体での組織強化という方針です。但し、全国法人会千葉大会の前年に当たる来年度、組織強化は必須のテーマになりますので、今年1年ということではなく、今年・来年の2年間をタームとして、じっくり腰を据えた活動を進め頂きます。どうか、この趣旨をご理解頂き、先ずはこの厳しい環境下、それぞれ実情にあった会員勧奨を進めて頂きます様、宜しくお願いします。

同時に、経済環境厳しい中で勧奨を支援する仕組みとして、新規入会先への特別なプレミアムを行うことも検討中です。詳細を詰めて、正式に決定後、皆様にお知らせして参ります。

200名を超える役員の皆様、更には一般会員の皆様の持たれる沢山の情報を集め、その中から入会先を探して頂くこと、仲間を増やして頂くこと、これが、本来の活動だと思います。先ず、法人会に入会されることの意義を理解頂き、その上で「会員増強」が大切なことを多くの役員、会員の皆様に知って頂く。ひとりでも多くの方の人脈、情報力を駆使して行く！ そうなれば、千葉西法人会という組織の礎を固めて行けると考えます。



女性部会（高山部会長） 報告

女性部会は年会費、僅か3,600円で、千葉西法人会会員企業の方で女性ならどなたでもお入りになれます。経営者ご自身は無論、経営者の奥様、将来を担う次世代、幹部社員の方も交流を深め、女性ならではの活動を続けています。人脈が広がり、特に若い方は組織の中での勉強にもなります。楽しい集まりです。やって良かったと感



じることができる社会貢献活動にも是非、参加してみてください。現在、会員52名の内訳は、社長が3割、幹部職の方が2割で、全体の5割は社長を助ける「ナンバー2」的な立場の方です。いろいろな考えや意見に接することは、ご自分自身の成長に繋がると思います。自由に発言出来、議論も出来る、法人会の女性部会はそういうところですよ。

今年度の女性部会総会は事前に決議承認を得るなどして、人数を限って開催しましたが、「研修」「交流」「社会貢献」の部会3大事業は具体化できていません。昨年度、「租税教室」は9校で17教室開催、「絵はがきコンクール」は6校329作品応募があり、26作品を表彰させて頂きましたが、今年は未実施です。しかしこうした中、本部会は来年度、創立40周年を迎えます。これ迄、法人会女性部会をご支援頂きました多くの皆様方に心より感謝申し上げますと共に、記念事業を何かの形で実施しようと考えています。尚、厳しい環境ですが、皆でいろいろと考えていることを本日、ご報告させて頂きます。どうかご期待下さい。



青年部会（伊藤部会長） 報告

昨春秋、青年部会は「全国青年の集い/大分大会」で、オリジナルキャラクター「税レンジャー」を使った租税教育活動プレゼンテーションを行い、多くの応援の下、奨励賞を頂くことができました。思えば、5年前のスタート時、当時の千葉西税務署、原署長様の力強い後押しに励まされ、プレ租税教育をテーマに皆で突き進んできました。燃え尽きる迄、やらせて頂いたと感じています。

私たちは、全国大会という大きな経験を積ませて頂きましたが、その青年部会全国組織で、現在進められている一大プロジェクトについてご報告します。「財政健全化のための健康経営プロジェクト」です。長く租税教育活動を通し、子供たちに税の大切さを教えてきた経験を元に、現在の厳しい国の財政状況を真正面からとらえ、これからの若い世代に過大な負担を強くない活動を行う手段として「健康経営」をテーマに議論しようというものです。是非、この青年部会の新しい活動を知って頂き、議論に加わり、或いはご指導頂ければと思っています。

青年部会は、コロナには十分注意を払いながら、今年は、研修・勉強会に力を入れる方針です。今年度もどうぞ宜しくお願いいたします。



活動への参加が会員相互の絆を深め組織力を生み出します

全国法人会総連合からの 令和3年度税制改正提言

令和3年度税制改正スローガン

- コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を！
- 厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には本格的な税財政改革を！

令和2年10月、岩手県盛岡市にて開催が予定だった法人会全国大会は「感染症拡大防止」の観点より、中止となりました。今年春、役員・税制委員の皆様が提出下さった税制に関するアンケート、ご意見を基に税制委員会を通して、全国法人会総連合で取り纏めた「提言書」と提言のスローガンをこちらに掲載します。この「提言書」は、今後、会長・副会長の手で直接、千葉・習志野・八千代の3市長や地元選出国会議員にお届けし、法人会からの税制改正要望としての提言活動を展開します。（提言の全内容は、今回、別冊にてお届けしています。）本会ホームページでも、お読みいただくことができます。是非、ご覧ください。



提言決議全文を本会
ホームページでも
お読みいただけます

I. 税・財政改革のあり方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そして今後も新たな感染症の大流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。せめて国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせずに現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。そのうえで「コロナ後」を見据えた本格的な税財政改革に取り組むことが求められよう。

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

・新型コロナウイルスは収束の見通しが立たないことから、その影響は長期化が予想される。このため、新型コロナ感染対策と経済活性化の両立を図っていかねばならない。とりわけ、コロナ禍の影響によって発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要であろう。

(1) 新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。その際、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。

(2) 新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。とりわけ、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収

を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに、一部には日本国債の格付け引き下げの動きもでており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

・社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進す

「税制改正に関する提言」を国・地方自治体に行っています

るためには安定財源を確保する必要がある。

- (6)中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- 新型コロナウイルス対策についても、与野党を含めて政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。
- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

- マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

Ⅱ. 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

- 中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

(1)法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3)中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）

が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制（中小企業強靱化法）」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

(4)役員給与の損金算入の拡充

- ①役員給与は原則損金算入とすべき。
- ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき。

(5)新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

2. 消費税関係

- 消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かれないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税込確保などの観点から問題が多い。

- このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、引き続き、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

- (2)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

- (3)システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

- (4)令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

3. 事業承継税制関係

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- (1)事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あ

るいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

4. 相続税・贈与税関係

- ・相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。

- (1)贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2)相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

5. 地方税関係

(1)固定資産税の抜本的見直し

令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

- ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2)事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3)超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4)法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

6. その他

- (1)配当に対する二重課税の見直し
- (2)電子申告

Ⅲ. 地方のあり方

- ・今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2)広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレズ指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5)地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

- ・東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。
- ・また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

Ⅴ. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

① 千葉西税務署からのお知らせ

千葉西税務署は、庁舎建設工事のため、駐車場は使用できません（身体障がい者用駐車場は除きます）。※確定申告期も使用できません。

お車での来署はご遠慮いただき、公共交通機関をご利用ください。

② 年末調整等説明会の開催中止のお知らせ

税務署では、毎年11月に年末調整等説明会を開催しておりましたが、本年におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、説明会の開催を中止することといたしました。

説明会で配布していた源泉所得税及び法定調書関係の用紙は、国税庁ホームページからダウンロードすることができますのでご利用ください。

また、税務署、各市役所でも用紙を配布しておりますが、年末調整に関する書類の記入の仕方については税務署にお尋ねください。

※税務署で面接相談を希望される方は、事前にご予約をお願いします。

③ 年末調整に関する主な改正事項

1. 給与所得控除額の改正

この改正に伴い、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されていますので、令和2年分の年末調整の際には、「令和2年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用してください。

2. 基礎控除の改正

この控除を適用するためには、給与所得者から「給与所得者の基礎控除申告書」の提出を受ける必要があります。

3. 所得金額調整控除の創設

この控除を適用するためには、給与所得者から「所得金額調整控除申告書」の提出を受ける必要があります。

4. 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の手続き要件がそれぞれ10万円引き上げられました。

5. 寡婦（寡夫）控除の適用要件の改正及びひとり親控除の創設

この改正等に伴い、給与所得者から「扶養控除等申告書」の提出を受ける必要が生じる場合があります。

6. 「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」の新設

上記2、3の改正に伴い、「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」が新たに設けられ、年末調整において基礎控除及び所得金額調整控除の適用を受けようとする所得者は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までに各申告書を給与の支払者に提出しなければならないこととされました。

7. 年末調整関係手続の電子化

※ 年末調整に関する改正事項の詳細については、国税庁ホームページの「令和2年分年末調整のしかた」をご覧ください。

パソコン・スマホで確定申告

✕ 混雑した税務署に行く
✕ 郵便で送る

e-Taxを利用すれば
そんな不便がありません

■ e-Taxを利用するための準備

方法1 マイナンバーカードを使って送信

①



マイナンバーカード



②



ICカードリーダライタ

または



マイナンバーカード
対応のスマホ

お持ちでない方は、こちらの方法

方法2 IDとパスワードで送信

税務署で発行した

① ID (利用者識別番号)

② パスワード (暗証番号)

◆ 全国どこの税務署でもID・パスワードの取得手続きができます。
申請には、申告されるご本人が、運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。

※ ID・パスワード方式は、国税庁HPの確定申告書等作成コーナーで利用できます。
※ ID・パスワード方式は、暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
※ メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

■ 準備ができれば国税庁HPにアクセス

画面の案内に従って金額などを入力し、e-Taxで送信して**申告完了!**

スマホでも利用できます!



確定申告



スマホ×確定申告 新化するスマート申告!

自宅等で
請求データを作成

自宅等のパソコンや
スマートフォン、
タブレット端末で納税証明書
請求データを作成します。



使って快適!
e-Tax
イータックス

税務署窓口で
本人確認後に受取

窓口で書面により請求する場合と比べ
短い時間で受け取れます。
(請求日当日の受取を指定された場合には、
多少お時間をいただくことがあります。)

オンライン請求

※電子署名及び電子証明書の送信が不要です!!



納税証明書の請求は
便利なオンライン請求を
ご利用ください!

スマートフォンやタブレット端末
からでも利用できます。

メリット
1

手数料が安価です。

1 税目 1年度
1 枚 370円 (通常400円)

メリット
2

窓口での待ち時間が
短縮できます。

e-Taxの
利用可能時間

- 月曜日～金曜日 (休祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。) 24時間
(注) 休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始します。
- 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Tax ホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp

在宅で 気軽にチャレンジ e-Tax

令和2年度第2四半期 本部関係会議等

会議名	開催日時	会 場	内 容	出席数
千葉西税務署長 表敬訪問	7月14日(火) 11:00～11:20	千葉西税務署	恒例の千葉西税務署長への表敬挨拶	5名
第1回正副会長 総務委員長会議	7月14日(火) 17:00～19:00	八千代台ユアエルム 洋食亭「ブラームス」	年度後半を迎えるに当たっての執行理事、総務委員長による協議（感染症対応について、役員大会、年度後半に向けての事業見直し）	7名
第2回正副会長 総務委員長会議	9月24日(木) 17:30～20:00	千種町 「つかさ」	・令和2年度事業計画・予算見直しについて ・下半期、次年度主な事業スケジュールについて	7名

委員会関係

会議名	開催日時	会 場	内 容	出席数
第1回広報委員会	7月7日(火) 13:30～14:30	千葉西法人会 1階研修室	・広報誌春号（159号）の反省 ・広報誌夏号（160号）最終編集会議 ・本会の新ホームページへの切り替えについて	8名
第1回総務委員会	8月20日(木) 17:00～18:30	千葉西法人会 1階研修室	・本年度事業計画・運営・予算について ・建物修繕小委員会設置について ・秋の納税表彰について ・次年度予算の組み立て、役員改選について	8名
第1回組織委員会	8月24日(月) 17:00～18:00	千葉西法人会 1階研修室	・昨年度の会員増強運動結果について ・今年度の会員増強運動方針について	8名
第1回厚生委員会	8月25日(火) 16:00～17:00	リモートにて開催	・今年度の本部事業方針について ・今後の厚生事業計画についての協議	7名
第2回広報委員会	8月26日(水) 13:30～14:30	千葉西法人会 1階研修室	・広報誌夏号（160号）の反省 ・広報誌秋号（161号）第1回編集会議 ・ホームページの更新について	11名
第1回研修委員会	8月27日(木) 16:00～18:00	千葉西法人会 1階研修室	・第25回法人会フォーラムについて（本年度中止を決定） ・本部主管研修について ・各ブロック研修計画について	10名

研修委員会研修関係

研修事業名	開催日時	会 場	内 容	出席数
第1回パソコン研修会	9月10日(木) 13:30～16:30	千葉西法人会 1階研修室	仕事に役立つ！エクセル基礎講座 講師：(株)ブレイン専任講師 中村和彦	5名



7/14 千葉西税務署長表敬訪問



7/14 第1回正副会長 総務委員長会議



9/24 第2回正副会長 総務委員長会議



7/7 第1回広報委員会



8/20 第1回総務委員会



8/24 第1回組織委員会



8/26 第2回広報委員会



8/27 第1回研修委員会

70年を超える歴史、約80万社が加入

事業計画・予算の大幅見直しをしています

コロナ渦での法人会運営は、昨年度末に策定した年度計画から様々な修正が求められています。

千葉西法人会では

そうした中、会員各位、或いは広く一般の皆様へ、よりお役に立てる事業を模索中です。

8月後半、本会の本部6委員会がそれぞれ開催（一部はリモートにて）され、年度後半に向けて、with コロナとして法人会の事業実施に向け、各委員から意見を出し合い、協議を重ねました。その結果は、各委員長からの前記（P3-5）発表の通りですが、改めてその経緯を以下に要約しました。

会員の皆様へ

法人会の運営を支えて頂いている会員の皆様への的確な情報提供、皆様の意見取り纏めや国の税制等への提言活動は本会の大きな使命です。現状況下でも、ここは振れることなく、徹底して参ります。

- ・広報誌、ホームページを使った最新情報の提供
- ・“3密”を出来る限り回避した条件での研修、説明会の再開
- ・当局との情報交換の継続実施、会員からの要望伝達強化
- ・コミュニケーションを一層重視し、仲間同士である、会員であることの優位性維持

- ➡
- (1) 広報誌面の報告記事を減らし情報提供記事へ大幅重心移動
 - (2) 十分な感染症対策実施下での研修再開、ネット利用で新型研修実施
 - (3) 困難な集合型交流事業の中止、会員が楽しめる企画の検討
 - (4) 本年度未実施となる分、特例として次年度予算に積み上げ実施

会員以外の方へ

広く会員以外の方へも法人会は、公益事業として、毎年様々な活動を続けています。今年度は、例年実施している一般公開の講演会や租税教育活動が中止、或いは規模縮小となっています。その代わりに、法人会として会員以外の方々に貢献できるものがないかを追求しました。

- ・ホームページの機能アップによる非会員への情報提供増加
- ・未実施研修や定員制に伴う一般参加機会縮小の回避

- ➡
- (1) ホームページ“揭示版”の積極活用、公開情報の拡大
 - (2) 未実施研修会の再設定、定員超過説明会等の複数回実施

千葉県総務部政策法務課公益法人班による定例検査を受けました

本会は、平成25年4月「公益法人」への移行に伴い、『公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律』に従って、千葉県から定期的な立入検査を受けています。本年7月、移行後2回目となる検査が実施されました。指導事項は、①公益目的事業の実態確認 ②機関運営がバランスの確認 ③財務状況・会計経理の確認 です。公益法人として、財務三基準（収支相償、公益目的事業比率、遊休財産保有制限）等の厳しい認定基準がありますが、本会は引き続きこれをクリアしており、財務体制は良好です。しかし、規定の整備等いくつかの指摘はあり、今後逐次対処して参る所存です。引き続き、会員各位へのご協力をお願い申し上げます。



全国440の法人会が地域に密着した活動をしています

令和2年度 第2四半期 各部会（税法研究会議、青年）関連会議・事業等の開催状況 会議・研修・交流事業関係

事業名	開催日時	会 場	内 容	出席数
青年部会 第1回部会員会議	7月9日(木) 18:00~19:00	千葉西法人会 1階研修室	・上半期事業について	11名
税法研究部会 第1・2回研修会	①8月19日(水) ②8月21日(金) 14:00~16:30	千葉西法人会 1階研修室	・源泉所得税講座②「非課税、現物給与の取扱い」 講師：千葉西税務署 法人課税第2部門担当官 ※同内容で2回実施	①7名 ②8名
青年部会 納涼ゴルフ大会	8月21日(金) 9:00~18:00	泉カントリー倶楽部 ホテル ニューオータニ幕張	①部会員の親睦ゴルフ ②部会員家族等夏季交流会 (シェル・ザ・ガーデンでの屋外開催)	①18名 ②19名
税法研究部会 第3回研修会	9月24日(木) 15:00~16:30	千葉西法人会 1階研修室	・消費税の概要 ・改正消費税 講師：千葉西税務署 法人課税第1部門担当官	8名
青年部会 第2回部会員会議	9月24日(木) 18:00~20:00	千葉西法人会 1階研修室	・秋の研修会実施について	9名



8/19 税法研究部会 第1回研修会



8/21 税法研究部会 第2回研修会



高山部会長

女性部会

女性部会は、女性経営者・役員・幹部等の資質向上を図ることを目的に、昭和56年11月に組織された部会です。

*入会できる方…千葉西法人会会員企業のうち、女性経営者・役員および幹部等で、女性部会の趣旨に賛同する方

*主な事業…税務・経営研修会、社会・文化教養講座、視察研修、親睦交流会、租税教室/税に関する絵はがきコンクール

*年会費…3,600円（事業により、別途必要な参加費をお願いしています）

*入会手続き…事務局へお問い合わせ下さい。

*運営方針…男女共同参画社会の今日、より積極的な社会進出が期待される女性企業人として、本音で楽しく学び合い、励まし合いながら共に「良い企業」「良い地域」作りを目指します。

部会員募集中！

青年部会

創立34年目となる青年部会は、青年経営者、役員および幹部社員の資質向上、地域社会への貢献と部会員相互の親睦を目的として日々活動しています。

*入会できる方…千葉西法人会会員企業の青年代表者、役職者および幹部社員で、部会の活動目的に賛同する、20歳以上50歳未満の品格ある青年

*主な事業…①税法・税制、企業経営に資する研修、視察事業や次代を担う若手経営者、リーダーとしての資質向上に資する事業 ②地域社会への貢献事業 ③部会員の厚生親睦を図る事業

*年会費…12,000円（別途、各事業への参加費が必要になります）

*入会手続き…事務局へお問い合わせ下さい。

*運営方針…若い、柔軟な発想と行動力を基に、常に地域社会と向き合い、税の重要性を広報し、自らも勉強して自身の成長、地域への社会貢献を図って参りたい。部会員一致団結して各事業の推進を図っています。



伊藤部会長

女性部会・青年部会に入りませんか？部会員募集中！

新会員紹介

(2020.7.1 ~ 2020.9.30)

※ホームページアドレスは入会申込書に記載があった場合のみ掲載しています。また、本会 ホームページとのリンク承諾先は逐次、手続きを進めています。ご要望があれば、事務局宛、どうぞご連絡下さい。(敬称略)

事業所名	ホームページアドレス	所在地	電話	業種
千葉西ブロック				
幕張南部支部 (株)信和電設	www.shinwa-d.jp/	千葉市花見川区幕張町 5-417-4	043-274-3372	電気工事業
花園支部 (株)コスタ	reform-costa.com	千葉市花見川区花園 1-6-5 花園陸橋ビル 203	043-441-8320	リフォーム業
幕張新都心支部 セイコー・イー・ジー・アール・ジエー(株)	https://www.sii.co.jp/jp/segg/	千葉市美浜区中瀬 1-8	03-5542-3102	計測機器・製造販売
千葉北ブロック				
千種支部 (有)三木工業		千葉市花見川区千種町 68-12	043-257-5840	金属加工業
こてはし台支部 (株)マルカ		千葉市花見川区宇那谷町 1504-7	043-258-0871	飲食料品小売
習志野ブロック				
本大久保鷺沼支部 (有)大久保内装		習志野市本大久保 4-6-2		建設業
八千代ブロック				
大和田第2支部 (株)PlusOne		八千代市大和田新田 744-10	047-407-3642	自動車整備業



優申会だより

千葉西優申会第39回通常総会

令和2年9月25日(金)、千葉西優申会(優良申告法人として、税務署の表敬を受けた法人33社で構成)の通常総会をホテル ザ・マンハッタンにて開催しました。ご来賓として、千葉西税務署から、菅田 進 署長、倉地 孝之 副署長、法人課税第一部門 松永 幸男 統括国税調査官、同じく長澤 礼子 上席国税調査官にご臨席いただきました。

規約に従い、安宅 照男 会長が議長となり、予定の4議案を審議しました。議案第1号 令和元年度事業報告、第2号 同収支決算について、飯田 明彦 監事からの監査報告の後、原案通り承認、続く議案第3号 令和2年度事業計画(案)、第4号 同収支予算(案)についても原案通りに承認されました。議事終了後、来賓を代表し、菅田署長から、ご挨拶を頂戴しました。今回は、交流会を中止したことから、その場で自由な歓談を行い、限られた時間ではありましたが、新規入会法人のご紹介を行ったり、また厳しい環境下ではありますが、近況説明があったり、相互の理解を深めることができました。今回は、記念講演会を行いませんでしたが、優申会として大切な団結の意識高揚になりました。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。



フェイスガードを挟んで安宅照男会長挨拶



「密」を回避し間隔を空けて



千葉西税務署からご来賓

広報委員会

委員長
高橋 勝(習志野ブロック)
副委員長
吉橋 雅晴(八千代ブロック)

委員 篠原 秀作(千葉西ブロック)
委員 市原 康(千葉西ブロック)
委員 月山 早人(千葉北ブロック)
委員 今泉 重弘(千葉北ブロック)
委員 鈴木 和弘(習志野ブロック)

委員 長岡 勇(八千代ブロック)
委員 谷津真知子(女性部会)
委員 藤川 良子(女性部会)
委員 沖村 将哉(青年部会)

法人会という仲間があなたを支える力になる



歯を失ってしまった時の対応方法

千葉西ブロック 真砂磯辺支部

医療法人社団 上野歯科医院 院長・歯学博士 上野 正志

今回は歯を失ってしまった時の対応方法、つまりどのようにして歯を入れるかについてです。

今、最も注目されている「歯科インプラント」の評価についてお伝えします。

健康保険の適応外の治療なので各歯科医院によってばらつきはありますが埋めることから完成まですべてを含めて、概ね1本あたり、30万円以上であり、40万円を超える価格設定もあるようです。

但し医療の進歩により埋める手術も患者さんにとってはかなり楽なものになってきていて、歯科インプラントに伴う効果は逆に大きくなっています。

適切な治療方法であれば、乳歯・永久歯の代りになる「第三の歯」と考えても良いでしょう。

具体例を以下に示します。

万が一寝たきりになっても、取り外しの入れ歯と違い、外したままになることはなく表情の変化も大きくなりません。

自身の歯と同じように磨いてもらうだけです。食べられるものは歯があった時と変わりません。つまり家族と同じものが食べられます。



B-①



B-②



A-①



A-②



A-③

上の例では両脇の歯を削ることなく単独で歯根のある、しっかりした状態で機能してくれます。(写真A-②)

見た目にも自然の歯と区別がつかないほどです。

インプラントそのものはむし歯にならないので歯周病に気を付けて下さい。

次の例では前歯を1本失っています。(写真B-①)インプラントできれいに治すことができます。(写真B-②)

インプラント治療後の感想

- インプラントを入れて15年以上になりますが変わりありませんので大変感謝しております。
- 自分の歯のように噛めるし精神的にも義歯という感じがなく、こんなに良かったと思うことは今までの人生でそんなに多くはないように思います。有り難うございました。
- 人工と判らない出来上がりにびっくりしています。お陰で口を開けて笑ったりしゃべったりが安心して出来るようになりました。

実際に治療を受けた方からの感想も概ね好評です。

ポイント

インプラント治療は正しく受ければ第三の歯として機能し、QOL（生活の質）を著しく改善する

自費治療であり、治療費が高額になることがある

パール楽器製造株式会社

代表取締役常務 飯石 真之

今回の企業訪問は、ドラムをはじめとした打楽器製造をしているパール楽器製造株式会社様を訪問させていただきました。テレビなどでドラムに書かれた「Pearl」の文字は皆さんも度々見る事があると思います。今回のインタビューは広報委員会の吉橋副委員長、八千代ブロックの長岡広報委員、千葉西ブロックの市原広報委員で訪問させていただきました。

インタビュー：吉橋広報副委員長、長岡広報委員、市原広報委員

日時：2020年9月18日（金）10：00～

場所：パール楽器製造株式会社（八千代市八千代台西10-2-1）



■世界No.1のドラムメーカー

吉橋副委員長：パール楽器株式会社はどんな会社でしょうか。

飯石常務：弊社はドラムや打楽器、フルートのメーカーです。具体的には、主力商品のドラムの他、マーチングバンドや吹奏楽、クラシックのコンサートで使う打楽器、更にコンガやボンゴなどラテン音楽で使われる打楽器を製造しています。また、木管楽器のフルートも製造しています。

吉橋副委員長：会社の規模はどの位でしょうか？

飯石常務：弊社の拠点は八千代に本社工場と流通センター、東京と大阪には営業所とフルートギャラリーがあり、社員は120名。また、台湾と中国、アメリカ、オランダにもグループ会社があり、総勢では650人になります。

吉橋副委員長：フルートを製造しているというのは異質な感じがしますが。

飯石常務：何故「打楽器の中にフルート？」とよく聞かれます。「自分の思いを載せた製品が作りたい」と考えていたフルートの老舗ブランドの職人さんと弊社の経営陣が会って、「それなら一緒に作りましょう」という事で1968年から製造し始めました。入門者向けの製品は台湾で、プロ向けのハンドメイド製品は八千代で製造しています。

吉橋副委員長：「パール」という社名はどういう理由でつけられたのですか。

飯石常務：創業者の柳澤勝己は、音の響きがいいという理由で「パール」とつけたそうです。私は学生時代にドラム、ギターをやっていましたが、「Pearl」というロゴを見て最初は日本のメーカーだとはわかりませんでした。意外に日本のメーカーではなくアメリカのメーカーだと思っている方が多いんです。

吉橋副委員長：現在のドラムのシェアはどの位ですか。

飯石常務：1950・60年代はアメリカのメーカーが席巻していましたが、1970・80年代になって弊社やTAMA（星野楽器）、YAMAHAなど日本のメーカーが躍進してシェアの上位を占めるようになりました。2000年代に入ってから、高級から入門

モデルと競合がよりセグメント化するようになり、高級品ではアメリカのブランドが出てきていますが、相変わらず日本のメーカーは存在価値を持っています。業界自体が大きくないので正式な統計はありませんが、弊社の推定世界シェアは30～35%位です。

■楽譜スタンドからドラムメーカーへ

長岡委員：最初からドラムの製造をされていたのですか？

飯石常務：創業者は手先が器用で色々な物を作る事ができた人だったそうです。1946年に創業者がクラリネットを習いに行ったとき、先生に「譜面台をつくれませんか？」と相談を受け、東京都墨田区の自宅で譜面台づくりを始めたのがメーカーとしての始まりでした。当時はまだ満足な譜面台が市場に無く、飛ぶように売れたそうです。

その後取引先の小売店から「ドラムを作れませんか」と持ちかけられたのがきっかけでドラムを製造するようになりました。千葉とのご縁は、戦後復興と併せ音楽の普及が進むと共にドラム需要が増え、1953年に八千代市で打楽器生産を整えるべく工場を立ち上げたのが始まりです。

2代目社長の柳澤美津男は「国内製造だけではコスト競争力がつかない」と1973年にいち早く台湾に進出し工場を立ち上げましたが、当時の常識では「打楽器を台湾で作る事などありえない」という時代だったので、同業者からは懐疑の目で見られていたそうです。結果的には、この台湾進出が弊社発展の原動力となりました。

2004年には中国工場も立ち上げ、現在は台湾と中国の両輪で製造しています。

■専業メーカーだから実現した「世界に一つしか無いドラム」 Masterworks

長岡委員：カタログを拝見しているとすごい数の商品がありますが、何か戦略としてあるのでしょうか？

飯石常務：私たちが目指してしているのが「あらゆるニーズに応える」事なので、専業メーカーとして最高級から入門者のエントリーモデルまでの幅広いレンジで全て成功したいと考えています。トップ需要からこれから始めたいというエントリー需要、その間にいる人と色々なシチュエーションを想像しながらやっているので、価格帯も非常に高い物から手がやすいものまであります。

市原委員：競争があると思いますが、策をお考えですか？



自らの向上と社会への貢献の喜びを

飯石常務：専門メーカーでないと、どこかのセグメントでは勝てるが、高級品が勝てないという事が良くあります。そこで私たちが非常にこだわったのは、ドラムについてはトップダウンで、最高級のいい物を作って、ブランドのイメージを上げて、「このブランドを知っている」「すごいモデルだな」でも「高いんな」と思った時に「実はこんなモデルがあるんです。これだったら買えます。」という戦略を組んでいます。このような考え方で誕生したのが、1999年に弊社のフラッグシップモデル（最高のドラム）として発表したMasterworks（マスターワークス）です。

Masterworksはトップクラスのドラマーが持っている「人と違う、世界にひとつしか無い楽器が欲しい」という願望をかなえる商品で、数ある選択肢から最高の木材を選び、職人がこだわって完璧な製品作りをした商品です。これは専門メーカーでなければできない事だと思っています。このMasterworksを発表したおかげで、Pearlブランドの価値が更に高まりました。

■ドラムのパーツで「ペダル式」消毒液スタンドを発売

吉橋副委員長：2020年はコロナで大変な年になっていますが、6月に新聞掲載された御社が消毒液スタンドを製造したという記事は話題になりましたね。

飯石常務：ちょうど日本が3月末位から移動制限がかかって、私たちの販売も急減しましたが、問題だったのはミュージシャンが練習する場所がない、ライブが無い、ライブハウスが活動できないという事でした。そこで気づいたのは、社会に活力が無いと音楽を楽しむ事ができないという事でした。

そこで弊社の企画部門が「元の世界に戻るため、我々で何か出来ることはないだろうか？」という企画を考えていました。その中で出たアイデアが、当社のドラムの一部、足踏み式の「ハイハット」を使って消毒液スタンドを作るという事でした。

すでに類似の商品は出ていましたが、その時思ったのは、我々は量産の技術も確立しているので、ある程度数の要望にも対応できるのではないかとこの事でした。すぐに作ろうという事になり、ものの数週間で全てが進み、現在は生産が追い付かず、まったく間に合わない位ご注文をいただいております。

生産を発表した時は、正直どういう反応があるかという事は気になりましたが、ソーシャルメディアに少し発信しただけで大反響になりました。「パールがこれをやってくれた事がすばらしい」とコメントをいただいて、少し胸をなでおろしました。

この企画は、「ライブハウスが早く復活してほしい」「楽器店さんと一緒にこの事態を乗り切り楽器店さんと一緒にやっていきましょう」という意味合いで始めました。あちらこちらから非常に大きな反響をいただきましたが、やはり楽器店さんを助けたいという想いもあり、製品は取引先の楽器店さんに納めさせていただいています。

■電子ドラムで新たな世界へ

吉橋副委員長：今後の展開はどのような事をお考えですか？

飯石常務：今まで作ってきたアコースティックドラムから、

電子的に音を出す電子ドラムが注目されるようになってきています。弊社も電子ドラム事業に取り組む事になり、株式会社コルグという日本の電子楽器トップメーカーと協業し、彼らの高いソフト音源技術と弊社のドラム製造の技術を融合させ、最先端の技術をふんだんに盛り込んで出来たのが、2年前に発表したe/MERGE（イーマージ）という電子ドラムです。電子ドラムは電子処理で音を出すため、どうしても叩いた後に音が出るという「遅れ」が発生してしまいます。「ドラムの遅れは致命的だ」といわれていましたが、e/MERGEはそれを克服し電子ドラムで本物のドラム演奏表現を再現しました。2019年12月、埼玉スーパーアリーナで計3000人を集めたLUNA SEA30周年ライブで、ドラムの真矢さんが弊社のe/MERGEを使って演奏してくれました。真矢さんは元々アコースティックドラムのスーパースターで、その彼が自分のバンドのライブで「電子ドラムを使った」という事が業界にとっては衝撃的でした。それ以来「いつ供給していただけるのですか」という問い合わせを頂いていますが、量産が間に合っていないという状況です。

また、現在はコロナ禍という事もあり、ミュージシャン達はライブ活動ができなくなり、「ステイホーム」で練習したり、レコーディングするなど、大きな音の出ない電子ドラムの需要は現在も伸びています。

私たちのコアビジネスの打楽器及びフルートは、中国、台湾、米国そして日本の自社工場で製造を担っており、更に流通の方でも、日本国内はもちろん、米国と欧州でも自社による販売網の管理を行っており、製造から販売まで強力なサプライチェーンで安定したビジネスを展開しています。このビジネスインフラを生かしつつ、電子ドラムや新たな製品分野でのビジネスにもチャレンジしていきたいと思っています。

吉橋副委員長：飯石常務さん、本日はお忙しい中ありがとうございました。私達も大変勉強になりました。本日は世界一のドラムメーカー「パール楽器」さんが私たちの地域にある事を、この地域の皆様に知っていただく機会を作っていただき、ありがとうございました。



～ 編集後記 ～

プロのミュージシャンからアマチュアまで音楽をしている人に愛されているパール楽器製造株式会社は、わが管内八千代にある世界一企業で、お話を伺える機会を得て大変うれしく思いました。製品を応用して「ペダル式」消毒液スタンドを作り、コロナ禍で苦しむ楽器店にも貢献する事まで実現されています。「専門メーカー」としての強みを発揮できる体制があるからこそ、超大手企業にも負けない世界で戦える企業になれるんだと大変勉強になりました。（千葉西ブロック 広報委員 市原 康）

地域の仲間たち

掲載原稿
募集中！

[ALSOK千葉株式会社]… ジビ工房茂原

代表者 代表取締役 長嶋 義春
設立 昭和50年2月
事業内容 警備業・有害鳥獣対策業務・鳥獣皮肉等の
卸・放置車両確認事務委託業務
住所 千葉市花見川区幕張本郷 1-3-33
TEL：043-275-7575 FAX：043-275-7333
E-mail：chb-info@alsok.co.jp
URL：http://www.chiba.alsok.co.jp
【ジビ工房茂原】
住所 茂原市本納 2126-1



当社は創立以来、安心、安全を提供するセキュリティ企業として県内外の地域の安定に貢献して参りました。この度更に地域貢献できることはないかと考え、2015年度より開始していた有害鳥獣捕獲業務のノウハウを活かし、県内の捕獲事業者がイノシシを捕獲して報奨金を受取るまでの事務作業を一括して代行する代わりに、回収した個体を食肉加工等に役立てる事業を展開しました。これにより捕獲作業の効率化が図れ、イノシシ等の獣肉がジビ肉として有効に活用され、それが有害獣による農業被害の減少に繋がれば更なる地域貢献が可能ではないかと考えています。



京葉リース株式会社

代表者 代表取締役会長 和田 輝也
代表取締役社長 和田 大作
設立 1991年2月
事業内容 産業用機械器具賃貸業
住所 千葉市花見川区大日町 1351
TEL：043-286-1331 FAX：043-286-1233
E-mail：keiyou@keiyoulease.co.jp
URL：http://keiyoulease.co.jp/

当社は建築・土木での既製杭や地盤改良で使用する掘削資機材のリース・製作・修理・販売や無振動、無騒音工法圧入装置サイレントパイラーのレンタル事業を手掛けております。また、それらに付随した機械設計や製図業務、各種解析業務などにも対応させていただいております。建設・土木基礎業界に限らず、広くニーズにお応えして参りますので、どうぞお気軽にお声がけください。



有限会社住宅問題

代表者 取締役 中島 広明
設立 平成10年6月
事業内容 不動産業
住所 習志野市津田沼 4-1-22
TEL：047-408-0557 FAX：047-408-0558
E-mail：j-mondai@ec3.technowave.ne.jp
URL：http://www.j-mondai.net/

お持ちの不動産を スピード買取！ 習志野市地域密着

空き家・空き地がなかなか売れない/ローンで困っている
相続物件を手放したい/事情があってすぐ現金化したい
収益物件を売りたい/家族構成が変わり売却したい
社長自ら誠実に対応します！
空き家・空地の買取強化中



有限会社小林モーター商会

代表者 代表取締役 小林 直徳
設立 昭和60年10月
事業内容 自動車販売・修理
住所 千葉県八千代市大和田新田 134-1
TEL：047-450-3323 FAX：047-450-3324
E-mail：y-kms.sk@jcom.home.ne.jp

創業以来、地元八千代市にて主に自動車の車検・修理・新車販売・損保代理店等を行っております。軽自動車から大型貨物自動車まで幅広くメンテナンスが可能です。また、近年自動車整備には欠かせないコンピューター診断システムも完備しております。お見積り無料・代車提供無料。車のことならなんでもお気軽にお問い合わせください。



千葉西法人会広報誌やホームページで貴社をPRしてください!!

広報誌「地域の仲間たち」原稿募集中！ HP「会員企業PR」リンク先受付中！

詳しくは、事務局までお問い合わせ下さい